

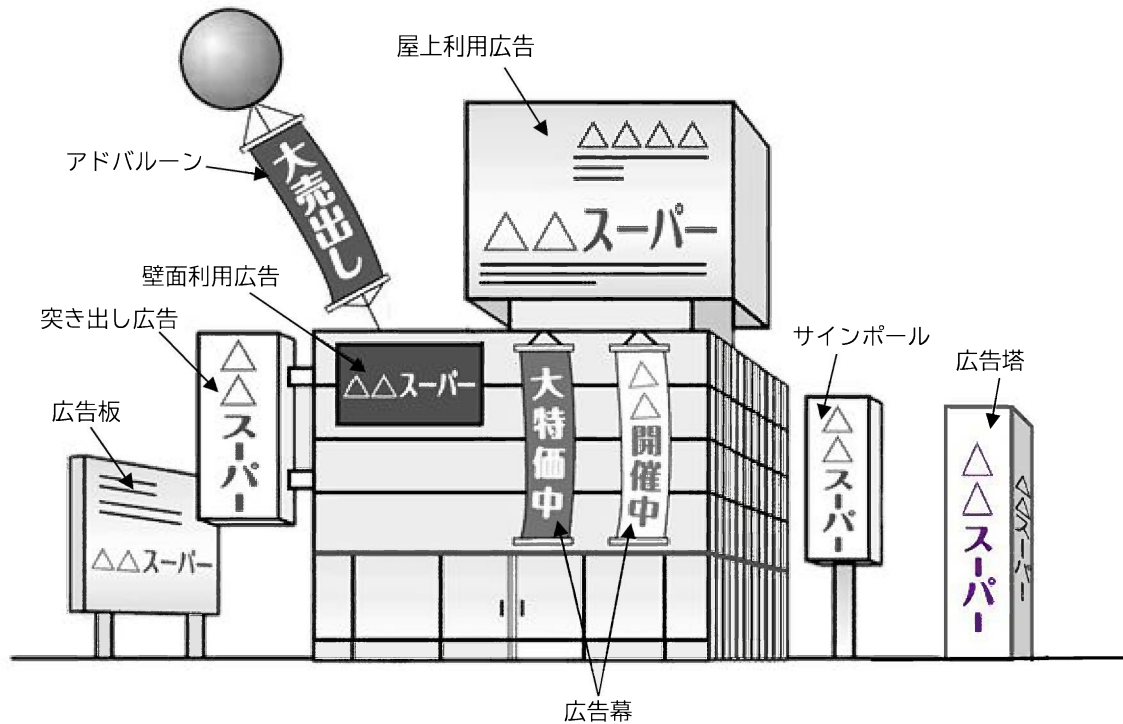
3. 許可の基準

(1) 屋外広告物の種類

許可地域において、屋外広告物を出すときは越谷市長の許可が必要です。

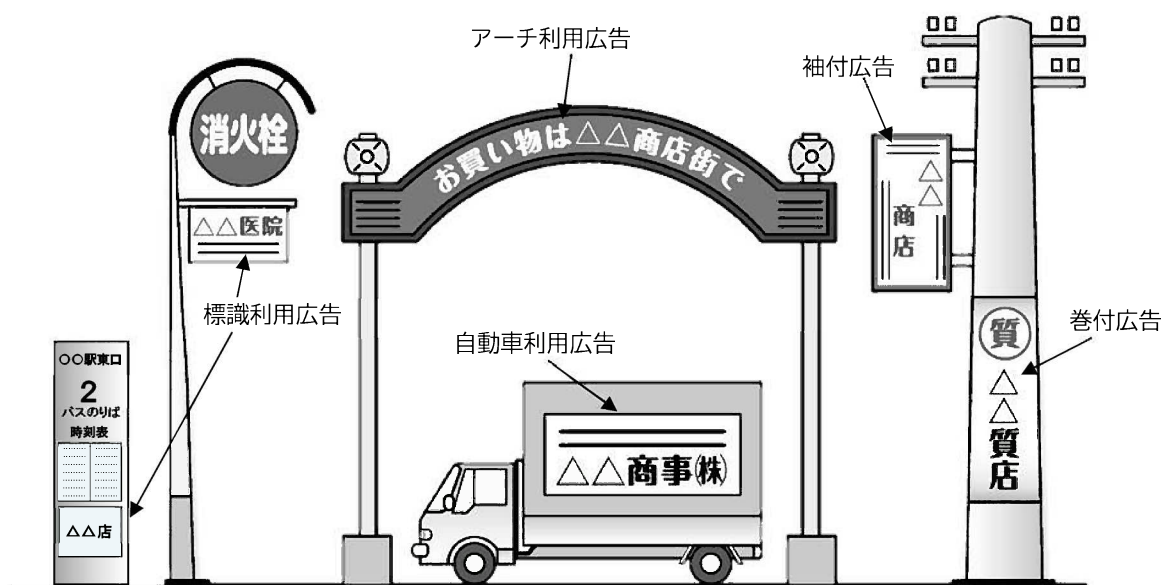
越谷市では、屋外広告物をその種類と掲出方法によって次のように分類して、それぞれに許可の基準を設けています。

● 屋外広告物の種類



屋外広告物の種類	定 義
屋上利用広告	建物の屋上に取り付けられ、広告内容を表示するもの
壁面利用広告	建物の壁面に並行して取り付けられ、広告内容を表示するもの
突き出し広告	建物壁面から突き出して取り付けられ、広告内容を表示するもの
広告板	土地に建植され又は建造物その他の物件を利用して取り付けられ、平面的に広告内容を表示するもの
広告塔	土地に建植され又は建造物その他の物件を利用して取り付けられ、立体的に広告内容を表示するもの
サインポール	土地に建植された広告板・広告塔に分類される広告物のうち、一本の支柱により表示面が支持されているもの
広告幕	布又は網等を利用して作製されたものであって、建造物その他の物件を利用して取り付けられ、広告内容を表示するもの
アドバルーン	綱を付けた気球を掲揚し、貼り紙、その気球又はつり下げた字幕を利用して広告内容を表示するもの

● 屋外広告物の種類



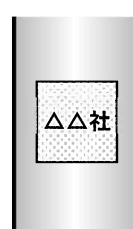
屋外広告物の種類		定 義
電柱・街灯柱等利用広告	袖付広告	電柱、街灯柱その他電柱に類するものを利用して取り付けられたもの
	巻付広告	電柱、街灯柱その他電柱に類するものを利用して巻き付けられ、広告内容を表示するもの
アーチ利用広告		道路上の空中を横断してアーチ状に建植された物件を利用して広告内容を表示するもの
標識利用広告		停留所標識、消火栓標識等を利用して巻き付け又は取り付けられ、広告内容を表示するもの
自動車利用広告		自動車の外面を利用して取り付けられたもの



掛看板



広告旗



貼り紙・貼り札



立看板

屋外広告物の種類	定 義
掛看板	建造物その他の物件を利用してつり下げられ、広告内容を表示するもの
広告旗	布又は網等を利用して作製されたものであって、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で物件に取り付けられているもの
貼り紙	紙等を利用して作製されたものであって、建造物その他の物件を利用して貼り付けて広告内容を表示するポスター、ビラ等
貼り札	ベニヤ板、プラスチック板等に紙その他のものを貼り、又は直接塗装、印刷をして作製し、工作物等にひも、針金等でつるし、又はくくり付ける等容易に取り外すことができる状態で取り付けられたもの
立看板	紙、布、木又は金属等の材料を使用して作製されたものであって、建造物その他の物件を利用して、容易に取り外すことができる状態で立てかけられたもの